

12月13日

○事務局長（有江喜久雄君） ご起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 会議は、お手元に配付しております日程により、議事を進めます。

○議長（兼田勝久君）

日程第1、議案第86号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件

日程第2、議案第92号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第1号）

日程第3、議案第94号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算（第2号）

日程第4、議案第96号 字の区域を変更する件

日程第5、議案第97号 字の区域を変更する件

日程第6、議案第123号 鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関する件

日程第7、諮問1 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

日程第8、諮問2 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

日程第9、議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件

日程第10、議案第85号 始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

日程第11、議案第87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第12、議案第88号 開発行為等により設置された地域污水处理施設の始良市への移管に関する
条例の一部を改正する条例の件

日程第13、議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）

日程第14、議案第91号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）

日程第15、議案第93号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）

日程第16、議案第95号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件

日程第17、議案第98号 財産の取得に関する件

日程第18、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（龍門滝温泉）

日程第19、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（住吉池公園）

日程第20、議案第101号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市加治木福祉センター）

日程第21、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市加治木ふれあいセン
ター）

日程第22、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良高齢者福祉センター）

日程第23、議案第104号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生高齢者福祉センター）

日程第24、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市デイサービスセンター）

日程第25、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木農産加工センター）

日程第26、議案第107号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良生活改善センター）

日程第27、議案第108号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良農産加工センター）

日程第28、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市上名地区農村振興セン
ター）

- 日程第29、議案第110号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生生活改善センター）
 日程第30、議案第111号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生農産加工センター）
 日程第31、議案第112号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生物産館（くすくす館））
 日程第32、議案第113号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市さえずりの森）
 日程第33、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市林業活性化センター）
 日程第34、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市龍門陶芸・健康の里）
 日程第35、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市総合運動公園）
 日程第36、議案第117号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市始良体育センター）
 日程第37、議案第118号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市始良弓道場）
 日程第38、議案第119号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生体育館「おおくすアリーナ」）
 日程第39、議案第120号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市大楠運動公園球技場）
 日程第40、議案第121号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市大楠運動公園多目的屋内運動場）

及び

- 日程第41、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生弓道場）

までの41案件を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） この41案件については、11月29日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

8名の議員から質疑の通告がされておりますので、順次発言を許します。

まず、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） たくさんあります議題の中で、私は2件ほどの大きなものを取り上げて質疑いたします。

議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）のページ29ページ、款3、民生費、目2、障がい福祉費、節20、扶助費の障がい者自立支援給付金1億2,195万7,000円の内容を具体的にお示してください。

次に、ページ31ページ、款3、民生費、目4、児童福祉施設費、節20、扶助費の私立保育所運営費扶助ですね、1億3,425万5,000円の内容を具体的にお示してください。

ページ33、款3、民生費、目2、生活保護扶助費、節23、償還金利子及び割引料の生活保護費等国庫負担金返納金2,970万6,000円は生活保護者の何人分か、また1人当たりの扶助費は幾らか、現在の生活保護者は何人か。

ページ41、款8、土木費、目3、道路新設改良費、節19、負担金補助及び交付金の県単道路整備事業負担金1,144万8,000円の場所と内容をお示してください。

大きな議案番号でございますが、議案第119号、120号、121号、公の施設の指定管理者の指定に関する件でございます。3件とも、この議案3件とも同じような内容でございますので質疑の要旨を申し上げます。

指定管理者制度の入札において、過去の管理運営実績を検証し、さらに市民や利用者の理解を得な

から安全で快適なスポーツ環境整備をし、公正な施設の管理運営に努める方針で、4社が参加し、これまでの指定管理者が交代されましたが、審査において評価基準を設定する基礎となる入札額は表示されていないが、どのようにして評価基準を定めたのか、また指定管理者が交代した根拠を問います。
以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑についてお答えいたします。

議員ご質疑のうち、政策的答弁につきましては私から、予算的答弁については副市長がお答えいたします。

議案第119号から議案第121号の公の施設の指定管理者の指定に関する件について、里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

平成24年度からの指定管理候補者選定に当たっては、現在、指定管理者制度に関する指針を策定中であり、その手続基準に基づいて指定管理者の募集等を行ってまいりました。指定管理者制度は、公共サービスの水準を確保する上で最も適切なサービス提供者を議会の議決を経て指定するもので、単なる価格競争による入札とは異なるものであります。

今回の指定管理候補者の選定にあたりましても、いわゆる競争入札のように最も低廉な価格を提案した団体とするものではなく、応募団体のプレゼンテーション等による審査において総合的な内容評価を行ったものであります。

評価基準につきましては、応募者のサービス及び経費等について総合的な視点から評価することとし、参考資料の審査結果一覧にお示ししている審査基準表に基づきまして、選定委員会の審査により選定いたしております。

また、指定管理候補者に選定されなかった他団体等との比較ができないとのご指摘であります。指定管理候補者選定委員会の審査を経て、それぞれの施設の指定管理候補者として選定したところであり、また応募団体の技術や信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもあるため、非選定団体関連の資料の提出は差し控えさせていただきました。

今回は指定管理候補者にかかる概要や、選定委員会における審査結果一覧等を参考資料として作成し、提出したところであります。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

障がい者自立支援給付費には、居宅介護支援、療養介護支援、生活介護支援、就労継続支援など28の給付が含まれています。今回の補正は、利用者が増加したこと、障害者自立支援法に基づく事業所の新体系の移行が本年度に集中し、給付費が増加したこと並びに同法の一部改正に伴う同行援護及びグループホームやケアホームの家賃補助の新設に伴うものです。

内容につきましては、居宅介護に500万7,000円、重度訪問介護に409万5,000円、生活介護支援に2,857万6,000円、施設入所支援に3,379万8,000円、就労継続支援B型に1,358万8,000円、共同生活介護に514万3,000円、その他の支援に2,683万円を見込んでおります。

また新設の同行援護及びグループホームやケアホームの家賃補助に492万円を見込んでおります。

2点目のご質疑について、田口議員、竹下議員及び里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

私立保育所運営費補助につきましては、児童福祉法の定める保育を実施するために要する施設運営費として、年明けに国から示される保育単価に基づき、認可保育所に支弁するものであります。現在、市内5カ所の公立保育所に311人、12カ所の私立保育所に1,189人、広域委託として市外18カ所の保育所に41人が入所しているところでございます。

今回の補正は、市内12カ所及び市外18カ所の認可保育所において、当初の見込みより120人多く入所児童があり、その運営費の本年度の所要額は11億5,081万8,000円と推計されるため、不足が見込まれる1億3,425万5,000円を補正するものであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、生活保護費の財源としては4分の3が国庫負担金、4分の1が市単独財源となっており、平成22年度の生活保護扶助額が確定した後に国庫負担金を精算した結果、2,970万6,000円の返納となりました。これは平成23年3月31日現在、657世帯、1,028人にかかる返納金であり、返納の主な要因としては、医療扶助費の支出が想定した額より少なかったためであります。

また33歳の夫、29歳の妻、4歳の子どものいる標準の生活保護世帯の月額保護費は、15万980円となり、1人当たりの扶助費としては5万327円となります。

なお平成23年10月31日現在の生活保護の状況は、684世帯、1,073人であります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。県単道路整備事業負担金は、県が行う地方特定道路整備事業、伊集院・蒲生・溝辺線の橋梁設計業務委託料と用地補償費、下手・山田・帖佐線の道路設計業務委託料と用地補償費、十三谷・重富線の道路改良工事費と用地補償費の負担額の補正であります。

以上、お答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） まず政策的なことから答弁もされておりますので、私のほうも政策点の質疑を2点目から行いたいと思います。

この3件は、旧蒲生町の施設で、指定管理者が株式会社文化コーポレーションで地域の方々が主力となり維持管理を行ってこられました。今回の指定管理者が特定非営利活動法人始良スポーツクラブに変更されますが、選定委員会で検討した選定基準は、先ほど述べられましたが、何を基準にして選定基準として本当に作成されたものか。大楠アリーナ、大楠運動公園球技場、大楠運動公園多目的屋内運動場のおのおのの管理運営に必要な人員は何人で行っていたのか。今回の管理運営でどこがどう変わったのか。また人員配置は、地元住民を活用する方針であるのか、そのただいまお聞きしましたこのことにつきまして、3回しか質問できませんのでお答えください。

それと、予算的な面におきまして、29ページの障がい福祉費についてお尋ねいたします。障害者自立支援法の改正で支援が大幅に増加したとお聞きしますが、総体的に28件だったですかね、28件ですかね、28件の増加したということですが、その対象者は、ではどのくらいいらっしゃるのか、おのおのお知らせください。

31ページの私立保育所運営費についてお聞きいたします。認可保育所、無認可保育所の動向において、近年何カ所の保育所が開設されたのか。また収容人員は何人で入所した幼児は何人か。それと、今回の扶助費は、これは質問に、答弁受けているとは思いますが、今回の扶助費は何カ所の保育所で何人分を扶助したのかということですが、これはたしか先ほどの答弁の中に入っていますので、打ち消していただければと思います。

以上、3点ほどお尋ねいたします。

○行政改革推進室長（木上健二君） 今回の選定のことについて申し上げます。

選定にあたりましては、指定管理選定委員会におきまして、市がどのような内容を重視しているか、応募者に強く伝える必要がございます。その中におきましても、先ほど申し上げましたが、資料の中にも評価項目として挙げてございます。具体的な評価項目、選定基準、配点については、施設の特性、設置目的を踏まえた上で、選定委員会で総合的に検討した結果と基準に基づき評価したものでございます。

以上でございます。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

蒲生体育館、屋内運動場、それから球技場、この施設につきましては、総員3名ローテーション勤務ということで、3施設兼務で行っております。館長1名、パート2名ということでございます。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） 今の指定管理者のは、続けてください。どこがどうか変わったか。地元の雇用関係はどうか。

○教育部長（湯川忠治君） 失礼しました。

指定管理者がもしか変わった場合も、現在の雇用されている方を雇用していくというふう聞いております。

以上でございます。

○福祉部長（小川博文君） ただいまのページ29ページの障がい福祉とページ31ページの児童福祉の質疑への答弁につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 長寿・障害福祉課の牧之内でございます。それでは、29ページの自立支援給付費の補正について答弁申し上げます。

28にふえたというふうにおっしゃったんですが、自立支援給付の中に28の給付が、種類として含まれているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

各給付ごとの利用者の数はというようなご質問でしたけども、ちょっと手元に各事業所ごとの給付ごとの内訳をちょっと持ち合わせておりませんが、全体として約600人程度の方がご利用されているということになっております。昨年と比較した場合に、どの程度ふえたかということでご説明申し上げますと、主な給付サービスでございますが、生活介護が29名、それから施設入所が14名、それから就労継続支援B型、これが7名、それからグループホームが2名、ケアホームが4名、それから生活訓練、これが6名、全体として63名の利用者がふえたということでございます。

以上でございます。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課の原口です。お答えいたします。

まず今年度開設をした、新設をした保育所はございません。

それから定員でございますけれども、現在、公立私立あわせて1,205人でございます。現在の入所者数が1,541人、それから認可外の保育所につきましては、手元に資料がございませんので後ほど提出をさせていただきます。

○23番（湯川逸郎君） 私立保育所運営費のこの件につきまして、3問目を行いたいと思います。待機児童の対策はどのようにして考えておられるのか、少子高齢化対策で最も重要視される保育所でございますので、待機児童の対策は先ほど申された件数かれこれから比べまして始良市に何人いらっしゃるのか、そのあたりをお知らせください。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 待機児童のことにつきましてお答えいたします。

現在、直近の県への報告によりますと、始良市では現在65人の待機児童がいるということでございます。その対策としましては、各保育所と十分連携をとりながら、保育室等の床面積と保育士の人数を勘案しながら、またあわせて園舎の建てかえ等による入所児童の増員に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで湯川議員の質疑を終わります。湯川議員と重複している質疑者が田口議員、竹下議員、里山議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○13番（里山和子君） 待機児童のところで、65人ということでもまだ120人の入所があったんだけど、待機が65人まだあるというようなことで大変保育所の需要というのが、お母さんたちが子どもを預けて働きに出るといふ方々が大変ふえているということが推測されるわけですけども、ここに来て、1億3,425万円の補正をするというのは大変なあまりにも多過ぎる補正ではないかと思うんですけども、当初で120人もふえたということなんですけども、もう少し見込めなかったのかどうかについてお伺いいたします。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 当初よりも120人入所がふえたというふうに申し上げておりますが、大体私立保育所12カ所で平均しますと、1カ所当たり10人程度の入所の増があったということで、現在の社会情勢によりまして、とにかく共働きがふえているということで、保育所への需要というのが非常に高まっておりますので、このようなことになったんだろうと考えております。

○13番（里山和子君） 定員が1,205名で、現実には1,521人が入所していると、で、待機者も65人あるということでは、定員に対しては400人ぐらい足りない。今ちょっと定員外にもちょっとふやしているという実情あるんですけども、大変なこの定員に対しては、保育所にたくさん入所しているということがあるわけですけども、私はやっぱりこんなに足りなければ、子育て支援として、少子化対策、人口も減っていくことが想定される中では、やっぱり子育て支援に相当力を入れなければならないというふうに考えているんですけども。

そういった意味では、私立の保育所の建設とか、お母さんたちに子どもを預けてどんどん働いてもらうというようなことなども、今度の企業も来るような計画もあるわけですけども、そういうこと

をどんどん進めていくためには、私立保育所の建設なども想定していかななくてはならないというふう
に考えるんですけども、市長そのあたりについてはどのようなお考えでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

今回の補正が1億3,400万を超える金額ということにつきましては、当初の段階でもある程度の想
定はしておりましたけれども、先ほどから答弁に申し上げているような理由でございますし、当初予
算編成上の都合というの若干は含んでいるところでございます。

それから今後のことにつきましては、当然私立の保育所につきましても増改築、現在、山田保育園
もやっておりますけれども、年数的にやっぱり経年経過された保育園等もございまして、今後の計
画の中に入れて、また面積等の拡張等を図って、定員増を図っていきたいというふうには考えており
ます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（兼田勝久君） 特にはもう認めないようになってますから。

ほかに質疑はございませんか。

○5番（田口幸一君） 私もこの保育所のことに通告しております。今の答弁に出てこなかったこと
をお尋ねをいたします。

まず保育士の数でございますが、正規職員は何人で非正規職員はそれぞれ何人ですか。

それともう1点は、延長保育というのがあると思うんですが、延長保育はどうなっているか、その
実態をお示してください。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） お答えいたします。

公立でいきますと、定員が325人、保育士が25人、臨時保育士が48人、私立のほうで定員が880人、
保育士が157人、臨時保育士が58人、合計で定員1,205人、保育士が182人、臨時保育士が106人で
ございます。

それから延長保育の状況につきましては、公立、私立あわせて17の保育所で午後の6時か
ら7時まで1時間延長を実施しておりますが、1カ所のみ2時間延長して8時まで実施をしており
ます。

平成22年度の実績といたしましては、公立5カ所で延べ4,602人、私立12カ所で3万4,422人、合
計3万9,024人の利用者がございました。

以上です。

○議長（兼田勝久君） いいですか。ほかにございませんか。

これで湯川議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） それでは、議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件、その1、1ペー
ジのまちづくり50人委員会の構成メンバーの年齢、所属等について説明してください。

2つ目、11ページの平成22年、人口7万4,809人、平成37年、人口7万1,791人となり、減少が見込まれております。25ページの始良市の目指す将来人口は8万人となっておるが、この整合性がだんだん減ってきている、統計的にですね。しかし目指す人口は8万人となっていますが、その整合性についてお尋ねをいたします。

3つ目は、この人口8万人、市長が当選されたころは人口10万人を目指すと言っておられましたけど、この人口がどんどんどんどんふえていくには、どのような政策を考えておられるのか。

議案第85号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件、第4条の資産割をお隣の霧島市、鹿児島市のように3方式にできないのか、国保世帯の方々は国保税は高いという声が強く聞こえてまいります。

議案第86号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件、その1、現年度で何件出されているのか、2番目、どのような種類、場所か、3番目、徴収額は幾らですか。

議案第90号、1番目、18ページの前年度繰越金5,694万2,000円は留保分は幾らになりますか。(2)は先ほど湯川議員がされて、私も関連質疑をしましたので、これは割愛いたします。

3番目、34ページの単独浄化槽撤去事業補助金180万円は何件分か。

4、36ページの農村振興総合整備付帯工事1,000万円は、どのような工事ですか。工期はこの来る21日に議決ですね。それから指名委員会、入札ということになりますが、3月末までに間に合いますか。

議案第98号 財産の取得に関する件、その1、取得価格2億4,650万円は、これは不動産鑑定士に依頼をされたのですか。その2つ目、随意契約となっておりますが、法の整合性があるのですか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑にお答えいたします。

議員ご質疑のうち、政策的答弁については私から、予算関係などについては副市長がお答えいたします。

議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

まちづくり50人委員会は、20代が3人、30代が4人、40代が12人、50代が5人、60代が12人、70代が10人の合計46人の委員で構成され、そのうち16人が女性委員であります。なお委員を公募する際に職業についてはお聞きしておりません。

次に、2点目と3点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

始良市総合計画基本構想を策定するにあたり、将来人口をどのように考えるかにつきましては、総合計画審議会やまちづくり50人委員会、市役所内部においても、さまざまな意見、考え方が出されたところであります。確かに県全体の人口は減少傾向であります。今後、市のさらなる取り組みによっては人口増加の可能性のある地域であると考えております。

総合計画における将来人口については、人口推計結果や現状人口の維持に基づく設定ではなく、市民の日々の暮らしの満足度を上げ、多様な人々が集まり、コミュニティーの中で人が人を呼ぶことによって限りなく8万人に近づけていきたいとの思いが込められております。

そのためには基本構想にある県央の都市としての交通の利便性や豊かな自然、恵まれた教育環境などの利点を伸ばし、限られた財源の中で施策の選択と周知を行い、民間からの投資も誘導するような魅力あるまちづくりを行うこと、そして安全安心なまちづくりを推進していくことが必要であると考え

えます。

具体的には、基本計画の中にハード面として、仮称松原小学校の建設による松原地区への民間住宅の建設促進や、山田地区や永原地区への若者定住促進住宅の建設、始良市土地開発公社との連携による積極的な企業誘致と雇用の創出、スマートインターチェンジの整備、10号バイパスの4車線化の推進、都市計画道路計画の見直しと整備の促進、地域間を結ぶ新たな道路の整備などをお示ししております。

またソフト面として、公共交通網の強化や、一次医療圏、夜間救急医療体制の充実、進出企業への優遇制度及び支援制度の充実、24時間体制の緊急通報システムの導入、子育て環境づくりの推進、市民農園の創設による市民交流、学校教育の充実、地域ぐるみの青少年の健全育成、生涯学習の推進、歴史を生かしたまちづくりなど多くの施策を盛り込んだところであります。

次に、議案第85号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑についてお答えいたします。

国民健康保険税の資産割を仮に課税しない場合、税込確保のため所得割を13.7%に改定する必要があります。そのため所得割が改定前に比べると3.9%の増、提案しました12.1%に比べると1.6%の増となります。したがって、所得割額が増加することとなります。特に固定資産をお持ちでない中・低所得者には、所得割の負担が大きくなりますので、霧島市や鹿児島市等が行っております3方式を実施するには現在のところ影響が大きいと考えております。

また国保財政につきましては、毎年度医療費が増加しており、今後の国民健康保険事業の持続と円滑な運営を図るため、被保険者に応分の負担をお願いしているところですので、ご理解いただきたいと考えております。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第86号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件についての1点目から3点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

申請件数につきましては、本年11月30日現在で317件となっております。種類につきましては、電柱や電話柱、水道の給排水管、家庭からの排水管、ガス管、住宅建築用の仮設足場などが主なもので、占用場所につきましては市道の道路敷や歩道敷となっております。徴収額は1,628万7,000円であります。

次に、議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

平成23年度の一般会計予算における第10号補正後の前年度繰越金の留保財源は、6,112万1,000円であります。

3点目のご質疑について、竹下議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

単独浄化槽撤去事業補助金につきましては、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえに際し、設置補助金に加え、単独浄化槽撤去を1基につき9万円を上乗せ補助するもので、20基分の計上であります。また市内の単独浄化槽の基数は、平成22年3月末現在で6,943基であります。

4点目のご質疑について、堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

農村振興総合整備事業加治木地区のほ場整備は、平成22年度で面工事は完成しましたが、高井田・屋ノ上・新西の3団地の農道は降雨等により営農時の通行に支障を来しているとともに、当団地は居住地に隣接しており、一般利用者も多いことから通行の安全性を図るため舗装工事を実施するもので

あります。

なお幅員は4mで高井田団地160m、屋ノ上団地230m、新西団地250mの予定です。工期については年度内に完成を予定しております。

次に、議案第98号 財産の取得に関する件についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

始良市土地開発公社からの公有地の買い戻し価格は、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼せず、当該用地の簿価に始良市土地開発公社の管理経費を加算した合計額として算定いたしております。

2点目のご質疑にお答えいたします。

今回購入する土地は、旧加治木町からの取得依頼に基づき、始良市土地開発公社が保有するものを買い戻すものであります。

以上、お答えといたします。

○5番（田口幸一君） それでは、再質疑を行います。

まず議案第84号の始良市総合計画基本構想を定める件については、これは特別委員会にも、委員会に付託されるということで、そこで慎重審議がなされると思います。市長の政策的答弁を今懇切丁寧に答弁をいただきました。どれをとっても夢のある施策が展開されようとしております。このことについては、その実現に向けて市長、頑張ってくださいと思います。

それでは、再質疑を行います。私は一昨日、伊集院梅マラソン大会ちゅうのに行ってきました。そこで日置市伊集院町は、妙円寺団地というのがあります。そこは走るコース、10kmコースは走るコースは私も2回ほどは走りましたが、ここには大型団地が形成されております。まあ行かれたと思います。宮路市長との交流もあられると聞いておりますが。ここには今問題になっておりますパナソニック松下電器産業株式会社を誘致して大幅な人口増を図っております。日置市役所の方々に聞きますと、妙円寺団地とこの松下電器産業のおかげで日置市伊集院町は栄えていると。人口も大幅にふえておると。そうして雇用も発生しておりますと。

ですから、始良市におきましても、人口増を8万人を目標にしておられますので、このような大型団地の造成の考えがあられますか。そして、この答弁の中に仮称松原小学校のあのあたりの区画整理の効果があつて、住宅がどんどんできていくんじゃないかというような答弁をいただきました。だから、そこでお尋ねします。さらにこの県知事の認可、仮換地申請が終わりましたよね、去る10月7日に。さらにこの区画整理事業を拡大していかれる考えがあられるのか、これが2点目です。それからこの答弁の中には夢のある、どんどんどんどん民間の開発も進めていきたいということですよ。

3点目は民間開発による住宅増を図って人口増を図っていかれるのか、この議案第84号については、以上3点をお尋ねいたします。

それから議案第85号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件、今3方式は先ほどの答弁では無理ではないかという答弁をいただきました。そこで、ほんならお尋ねをいたします。

霧島市と鹿児島市は3方式を採用しているのですが、仮に3方式にした場合、固定資産割をせずに所得割、均等割額、平等割額ですね、1世帯あたりは幾らになるのか、現在の保険税率を今度一部改正では約20%の引き上げになる見込みで計算すると幾らになるかというのが第1点。

それから2点目は、このことにより一般会計の繰入れをするという全員協議会での説明がありました、詳しく。だから、この3方式にすることによって固定資産割を廃止するという答弁ではできないということですけど、仮にするということになると一般会計の繰入れは、これがふえてくると思うん

ですよ。一般会計の繰入れはどのように変化してくるか。

それから議案第90号、3つ目の34ページの単独浄化槽撤去事業補助金180万円について再質疑を行います。今1件当たり9万円の補助金で幾らを予算計上いたしましたという答弁でしたが、このことによつて、幾らその単独浄化槽が整備されて、あと単独処理浄化槽は何件になるのか。そうすると単独処理浄化槽が減ってくれば合併処理、今市が進めようとしております合併処理浄化槽がふえてくると思うんです。この数は何件になるのか。

それからくみ取り、私はたびたび聞くんですけど、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、くみ取りは何件になるのか。始良衛生有限会社、加治木の岩掃の方々、市の生活環境課のほうでもきれいな川と海の保全を常に訴えていらっしゃる。私のところには始良衛生有限会社から検査に来ます。1カ月に1回ですね。このことにより、きれいな川と海の保全ができるか。

それから大きな問題です。公共下水道、これは600億円、そして30年かかる遠大な計画だということで、市長も水道事業部長も事あるごとに説明、答弁をしておられますが、やっぱりこの合併処理浄化槽を進めていっても、きれいな川と海の保全は私はできないと思うんですよ。ある程度はできると思う。やっぱり公共下水道を霧島市、鹿児島市と同じように進めていかなければならないと思うんですが、大きな課題だと思うんですが、この今申し上げた1、2、3、4点についてお尋ねをいたします。

○市長（笹山義弘君） 私、答弁させていただきますが、足りない部分はそれぞれで答弁させます。

まず団地の造成を今後大型団地等計画するかということでございますが、従来大型団地、これまで計画されて実施されました。そういう中で年数が経過いたしまして、空き家になっている状況もあることもありまして、新たな計画をするよりも、今そういう空き家にしないという政策も必要であろうというふうに思いますので、その辺も精査しながら、あわせてその可能性は探っていきたいというふうに思いますが、行政といたしましては、山間地域の人口がどうしても減っていく傾向の地域に手厚く住宅政策がする必要があるというふうに計画しているところでございます。

それから、区画整理事業の帖佐第二地区のことをおっしゃっていると思いますが、このことにつきましては、始良市全体をしっかりと見させていただきまして、新市になって2年目を迎えたばかりでございますので、そういう中で今都市計画マスタープラン含め総合計画を策定中でございますが、そういう中でいろいろとそれぞれの地区で抱えている問題等もあろうと思いますから、その辺を見ながら進めていきたいと、区画整理についてはですね。そしてそれらをいろいろする中で、今るる先ほどご説明させていただきましたいろいろな施策を活用しての人口の増加を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○総務部長（谷山昭平君） ご質問のありました国民健康保険税条例の改正の件につきまして、資産割の3方式と4方式の関係ですが、先ほど答弁がありましたように資産割を0%にした場合は所得割が13.7%になるというような試算が出ております。この場合は繰入れを行った場合であります。

そのほかの議員の質問につきましては担当課長のほうに答弁させます。

○総務部税務課長（有村正美君） 税務課長の有村です。よろしくお願ひいたします。

仮に3方式にした場合の1世帯当たりの額ということでございますが、20%の引き上げという前提

とおっしゃいましたが、20%の引き上げの場合は繰入れをしないということになりますけれども、繰入れをした場合としない場合とをお答えしたいと思います。

3方式にした場合、20%といいますと、繰入れをしない場合は40代の夫婦と子ども2人で所得が200万というふうに仮定いたしますと3万6,700円の増額になります。それから一般会計の繰入れをした場合には3,000円の増額となりまして、所得が上がるほどにその差額は大きくなっていくというふうに試算しております。

以上です。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

一般会計からの繰入れの状況はどう変わるかということでございますが、先般、全員協議会で説明申し上げましたとおり、24年から26年にかけての財源不足額を約6億9,000万、単年度で2億3,000万の財源不足という考え方の中での積算をしておりますので、この中で約半分、1億1,000万、一般会計を繰入れた場合の税率改正で議員の方々にご説明申し上げました。この資産割をゼロにする3方式でした場合に一般会計繰入れはどうなるかということでございますが、あくまでも今の現在の40%を35%にかえるという形をとっておりますし、それとこの場合は資産割だけのゼロとなるとその分については一般会計から入れるのかどうかということになります。そうなるを入れなければ、さっき答弁ありましたように、12.1が13.1所得割上がるということですので、今回その資産割をゼロっちゅう形で一般会計から繰入れの計算をしておりますので、全体的には1世帯あたり先ほど税務課長が説明したように5%減になりますので、その分を今の部分からすべてを消すということができません、申しわけございませんけれども、一般会計から資産割をゼロにした場合の繰入れ金額については一応積算しておりませんでした。

以上です。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

浄化槽関連につきましては、単独処理浄化槽につきましては、最初の答弁の中にありましたとおり、6,943基になります、あと残りが。それと単独処理浄化槽の今年度の基数につきましては、当初で30基、今回20基ということでございますので50基になります。

それから合併処理浄化槽につきましては、あと何件かということですが、現在のところ9,637基でございます。

それとくみ取り件数につきましては、8,815件でございます。

それときれいな川と海の保全ができるかという考え方でしたが、これにつきましては浄化槽の目的が水質保全、水量保全、公衆衛生などの能力が発揮できるためのものがございますので、十分保全できるのではなかろうかというふうに考えています。また単独浄化槽につきましては、平成13年の浄化槽法の一部改正により、合併処理浄化槽しか設置できないということになっておりますので、そういうのも含めて保全できるのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） 始良市の公共下水道について考えていないのかというご質問ですが、このことについてお答えいたします。

合併前の始良町加治木町下水道協議会で策定された広域的な公共下水道の整備について協議がなされております。それによりますと、多額の経費が必要であること、それと場所の問題等の課題等も出されております。このことについては、今すぐに事業実施をするというのは厳しい状況にあるということは皆さんもご承知かと思えます。

しかしながら、先ほども生活環境課のほうで言いましたが、錦江湾など公共下水道地域の水質保全を図ることは必要なことですので、今後とも社会情勢、経済情勢の変化、財政状況を勘案しながら、地域の実情に応じた効率的かつ適正な生活排水の整備を考えているところでございます。

具体的には、合併浄化槽の能力についても先ほどございましたが、従来どおりの合併浄化槽の推進を努めながら、公共下水道事業についての進め方、あり方につきまして、今後とも協議検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○**市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君）** 申し訳ありませんでした。一応今の現在の税率でいきますと、資産割が約8,300万かかっておりますので、その分をゼロにするということになりますと、先ほど言いましたように1億1,000万にさらにまた8,300万ふやさなければならないという状況になるということになります。

以上です。

○**5番（田口幸一君）** よくわかりました。

最後に、今水道事業部長が答弁されましたが、公共下水道ですね、始良市では合併処理浄化槽を進めていくというふうに聞いております。そのような施策、予算が出てきますので、市民の方々にも鹿児島市からの転入者、そして霧島市からの転入者は少ないと思うんですけど、公共下水道があって、特に平松地区の人たちがそんなに言われるんですよ。公共下水道はいつできるだろうかいということですが、非常に今水道事業部長が答弁されましたように、これは何ですかね、600億円、そして30年ぐらいかかるということで遠大な計画、事業になると思うんですが、始良市民に夢と希望を与えると、そしてきれいな環境を、錦江湾、きれいな海とかをつくるために保全するためにこれはやっぱり市長に申し上げたいと思うんですが、公共下水道も鹿児島市や霧島市のように、いつかは着手できるように、市民に夢を与えるような、そういうような考えを推し進めてもらいたいと思います。答弁はもう要りませんので。

以上で質疑を終わります。

○**議長（兼田勝久君）** これで田口議員の質疑を終わります。田口議員と重複している質疑者が竹下議員と堀議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○**24番（堀 広子君）** 36ページの農村振興総合整備付帯工事の件で再質問をさせていただきます。

今回、農道を舗装工事するというものでございますが、3団地ということでございますけれども、残りの舗装工事は今後どのような計画があるのか、含めて舗装工事される場所、それからそのほかの工事も含めてどのような計画なのかお尋ねしておきます。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この農村振興総合整備事業は、当初は平成19年度から25年度までの予定でございましたが、いろんなこの社会情勢の中でまだ完成を25年度にはすみそうもない状況でございます。その中で答弁いたしましたように、この面整備は終わりましたので、面整備に伴う農道の舗装というのを今行っているわけでございますが、基本的にはこの事業の中でできるものは事業の中で整備をしていこうかというふうに思っております。

ここでこの補正に上げましたのは、この事業でできない部分について、市のほうで単独で行うということでございますので、整備率から舗装状況だけを申し上げますと、3割から4割程度しかまだ来ておりませんので年次的に行っていきたいと思っております。これは加治木だけじゃなくて始良地区、それから蒲生の中山間のほうもあわせて年次的計画で行っていこうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。これで田口議員との重複項目の質疑を終わります。

しばらく休憩します。5分程度といたします。

（午前11時04分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時11分開議）

○議長（兼田勝久君） 質疑を続けます。

次に、本村良治議員の質疑を許します。

○1番（本村良治君） 議案88号について質疑をします。

まず要旨から行きます。1、さきの専門業者の報告書の内容で課題はどのような点にあるととらえているか、具体例を挙げて説明せよ。

2、報告書の内容の課題について、それぞれの団地住民との協議はどうなっているか。

3点目、各団地の基金の積立額に大きく差があるが、今後どのように処理していくのか。

4、基金はどのような場合に崩すのか。

5、団地の管理事務所は今後どうなっていくのか。

6、事務所の職員に身分の保証をどのように考えているか。

7、今後の移管へ向けてスケジュールはどのようになっているか。

8、移管手続終了のめどはどの時期と定めているか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 本村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第88号 開発行為等により設置された地域污水处理施設の始良市への移管に関する条例の一部を改正する条例の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

専門業者の報告書の内容で課題となる事項といたしましては、今後必要となる施設等の更新を踏まえた料金体系のあり方、適正な処理区域の範囲のあり方、施設更新時の用地取得などが挙げられます。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

始良ニュータウンにつきましては、管理組合法人と協議が整いましたので、本議会に始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部改正を提案いたしております。

また始良ニュータウン以外の団地につきましても、各団地の役員等に対して調査結果の報告をいたしております。

3点目と4点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

始良ニュータウンの団地管理組合の有する基金は、平成22年度末で約1億6,000万円となっており、市への移管に伴い、その全額を市へ帰属させることで協議が整っております。始良ニュータウン以外の団地につきましても基金を有しておられますが、市への移管に関する条例等に基づく事前調査申請が出されていない現段階では、各団地の有する基金の処理についての検討は行っておりません。

また基金につきましては、市へ帰属させる始良ニュータウンの基金を含め、始良市地域下水処理基金に積み立てることとなり、基金については地域下水処理事業に要する費用に不足を生じた場合に限り処分することが可能となっております。

5点目と6点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

始良ニュータウンの団地管理組合事務所につきましては、地域のよりどころとして活用したい旨のご要望がございましたので、その方向で検討してまいります。また移管後の事務は、水道事業部で行いますので、現在、同団地管理組合の事務所に勤務しておられる職員につきましては、継続して雇用することは難しいことをお伝えし、ご理解を得ております。

7点目と8点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

始良ニュータウン汚水処理施設の市への移管につきましては、市への移管条例改正議決後に協定書を締結し、平成24年度当初からの移管を予定しております。

なお、始良ニュータウン以外の団地につきましては、事前調査申請が出されておられませんので具体的な検討は行っておりません。

以上、お答えいたします。

○1番（本村良治君） 大体答弁書の中に具体的な回答がありません。これで終わります。

○議長（兼田勝久君） これで本村議員の質疑を終わります。

次に、新福愛子議員の質疑を許します。

○2番（新福愛子君） 私は議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）について、6点にわたって質疑を行わせていただきます。

まず1点目、22ページ、行政連絡員委託料90万円の内容を伺います。

2点目、始良庁舎フロア改修工事の概要、工期、レイアウト等の視点を伺います。

3点目、44ページ、常備消防費と災害対策費の放射線測定器の金額の違いを伺います。

4点目、46ページ、学校管理費197万1,000円、特別支援学級への対応経費で来年度の対象児童の状況を伺います。

5点目、47ページ、学校管理費修繕料200万円と、各学校用備品16万円の内容を伺います。

最後6点目、50ページ、全国大会等出場補助金100万円の内容を伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 新福議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

現在、本市では330人の行政連絡員を任命し、委託料を3地区ごとにお支払いしております。今回の行政連絡委員委託料90万円の増額補正は、始良地区116自治会の転入世帯増に伴う実績見込みによるものであります。

2点目の始良庁舎フロア改修工事の概要についてのご質疑にお答えいたします。

今回の改修工事は、本庁舎2号館1階トイレが特に手狭な状況であることから、来庁された市民の皆様が快適に手続を行っていただけるように、また相談者のプライバシーの配慮、受付や待合室スペースの確保などを図るとともに、執務環境を改善するために実施するものであります。

福祉部の生活保護部門等の移転に伴い、1階部分の各課の配置の見直しとあわせて、電算室、電算室倉庫及び2階会議室を改修し、市民生活部健康増進課を1階から2階に移すことでフロア全体のスペースを確保しようとするものであります。また本館1階の玄関部分もあわせて改修し、2号館1階の情報公開コーナーを移設することとしております。なお工期については、年度内に完成を予定しております。

3点目のご質疑について、堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

常備消防費の放射線測定器35万円は、主に大気中の空間線量と表面汚染の放射線の値を検出するものであります。また災害対策費の放射線測定器25万円は、大気中の空間線量の値を検出するものであります。

東日本大震災の津波による福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力防災対策重点地域が30kmに拡大された場合、川内原子力発電所からの距離で本市の一部が該当することになります。このようなことから、危機管理の上からも放射線測定器は必要であり、活用方法としましては、蒲生分遣所において、放射線量データの収集等を行いたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての4点目のご質疑については、里山議員のご質疑もあわせてお答えいたします。

小学校費学校管理費の補正額197万1,000円のうち、学校施設改修工事費については、建昌小学校と蒲生小学校の特別支援教室の改修工事費800万円であります。この工事の概要ですが、2校ともこれまで知的障がい特別支援学級がそれぞれ設置されておりましたが、今回両校に3人ずつの自閉症、情緒障がいの子どもたちが入級予定であるため、現在の特別支援教室に新たにシャワー室を設けてユニットバスを設置し、また洋式のトイレの設置と流し台の設置を予定しております。

また山田小学校においては、これまで特別支援学級が設置されておらず、2人の児童が帖佐小学校に区域外通学しておりましたが、来年度山田小学校に特別支援学級を新たに設置をするものであります。なお、教職員の配置については、必要な配置がなされるよう県教育委員会に要請してまいります。

バス転回場原状回復工事132万4,000円は、これまで蒲生地区の小川内及び西浦から蒲生中学校に通

学する生徒のため、バスの転回場として地元地権者から土地を借り上げて利用しておりましたが、現在この地区の中学生は蒲生地区巡回バスを利用していることから、このバスを地権者へ返還するための原状回復工事を行うものです。

次に、5点目のご質疑についてお答えいたします。

中学校費学校管理費の修繕料200万円は、各中学校の誘導灯などの消防設備の修繕及び体育館水銀灯取りかえを行う予定にしております。備品購入費の16万円は、来年度帖佐中学校の特別支援学級に3人の増員が見込まれることから、授業で使用する生徒用パソコンの購入費、キャビネット及び掃除機の購入費であります。

6点目のご質疑にお答えいたします。

全国大会等出場補助金は、学校教育、社会教育、社会体育活動等を通じ、九州大会規模以上の大会に県レベル以上の代表として出場する団体及び個人に対し、交通費、宿泊費等を補助するものであります。現在、21の団体及び個人の申請があり、現予算では不足額が生じるため、これから予想される団体等の見込み額を含め、100万円を計上するものであります。

以上、お答えといたします。

○22番（新福愛子君） 再質疑をいたします。

1点目の行政連絡員については良といたします。

2点目でございますけれども、始良庁舎フロア改修工事について3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、今回の改修工事ですが、市民の立場に立った、また人権の視座をもったこの改修、大変よい、喜ばしいことだというふうに思っております。また職員に対しても執務環境が改善される、これも素晴らしいことだと思っております。その中で1号館1階について、児童福祉課隣の相談室、これまでも生活保護関係の相談室となっておりますけれども、今後どのような利用が考えられるのか、これが1点でございます。

次に、同じく2号館2階についてでございますが、健康増進課にやはり乳幼児とかお子様関係の担当部でもあるということだと思っておりますけれども、授乳室が設置される予定になっておられるようです。これ母子に対する視点を確認できたというところで、今までにない環境ですし、素晴らしいことだと思っておりますが、この中にベビーベッドも用意されているのでしょうか。

それから2号館の1階、2階、どちらもなんですけれども、トイレがございしますが、これは多目的化が図られているのか、従来、今のままでトイレはこのままなのかということがこのフロア改修工事についての質問です。

次、2点目。ということは年内に工期完了ということを目指しておられるということは、1月4日の仕事始めから利用開始というふうに考えてよいのか、またそうなるか——ああ、違う。

○議長（兼田勝久君） 4月。

○22番（新福愛子君） 年度内か。

○議長（兼田勝久君） 年度内。

につきましてのご質問でございますが、待合室といいましょうか、現在入って、まず入ったときの展示ケース等の配置、それからあと待合室という部分が通路的なイメージでございます。今回見取り図をお出しさせてもらっているわけですけれども、ひとまず広さを確保し、スペースを設けようというふうに考えております。

以上お答えいたします。

○議長（兼田勝久君） ベビーベッド。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） ベビーベッドは今もあると思っておりますので、2階にも設置する計画でございます。

以上です。

○消防長（黒木俊己君） 放射線測定器についてお答えいたします。

1番目の設置場所につきましては、さきの答弁にありましたように蒲生分遣所を考えております。

講習会、救急等の講習会に利用されるのかということでございますが、危機管理課で購入する分と常備消防で購入する分については、常備消防のものにつきましては、大気中の空間線量もですが、隊員の被服に付着する表面汚染の値を測定するものと両方測定できるものでございまして、一応、隊員を主とする、そしてまた大気汚染につきましては蒲生で測定するというふうなことで利用したいというふうに考えております。

それから3点目のデータ結果とその公開についてでございますけれども、測定につきましては消防本部ホームページのほうで公開していきたいというふうなふうに考えております。

以上です。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 2点目の活用等につきまして、お答えを申し上げます。

災害対策費で購入いたします測定器につきましては、各自治会及び各学校などで測定、計測の要望があれば、職員が出向いて計測をいたしたいと思っております。また要望等があれば貸し出しも考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○福祉部次長兼社会福祉課長（窪田広志君） 相談室の件についてお答えいたします。

今現在2つの相談室があるわけですが、今後はプライベートなほうもございまして、家庭児童相談、障がい者等の相談の部屋に使いたいと思っております。

○教育部長（湯川忠治君） 教育部関係についてお答えいたします。

まず体育館の水銀灯でございますが、これはLEDではございません。

あとは全国大会等出場補助金の事前の交付ということでございまして、この教育長の答弁の中にありましたように、補助金交付要綱というのがございまして、この規定に基づきまして事前に交付申請をいただき、実績を広報していただきまして確定通知をするということで、この順にやっておりますので、現在のところ事前での交付というのは考えていないところでございます。

支給に際しましては要保護、準要保護でも一緒ということでございます。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

先ほどの帖佐中学校の新設される特別支援学級への生徒用のパソコンについてでございますけれども、子どもたちの教育的ニーズに合ういろいろなさまざまなソフトがございます。それと同時に、ご指摘にありましたデジジー教科書、こういったのを視野に入れて導入していきたいというような考えは持っております。

以上です。

○22番（新福愛子君） 以上です。

○議長（兼田勝久君） これで新福議員の質疑を終わります。

新福議員と重複している質疑者が堀議員と里山議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○24番（堀 広子君） 放射線測定器ですね——の件で再質問いたします。私は活用方法をお尋ねしておりましたが、ご答弁いただき、また新福議員のほうからも再質問をしていただきましたので内容等はよくわかりました。

あわせて、食品の放射能汚染が最近大変問題になってきているわけなんですけれども、食材の放射能汚染器という測定器ですね、これを置く計画などは出ていないものなのかですね。これ教育委員会関係にも影響、関係があるかと思えます。

といいますのが、学校給食、あるいは幼稚園などで使う食材、ここら辺の測定器ということになるかと思いますが、ここら辺のこの件についての計画などは上がっていらっしゃるのかどうかですね。

それから、返りますけれども、今回出されておりますこの35万円、そして25万円は、国の補助はないものなのか、お尋ねいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えを申し上げます。

学校等の食品安全面の計測のための測定器ということでございますけれども、今回購入する測定器を少しご説明申し上げますと、危機管理課で購入します測定器25万円の測定器ですが、簡単に片手に乗るような測定器でございまして、簡単に測定ができる機器とご理解いただければいいのかと思えます。

今議員のご質問の食品等に関します測定器になりますと、値段もある程度するんじゃないかとも考えております。私が知っている限りでは一番高いのは250万という説明も受けております。そのようなことから、今後必要性があれば検討していきたいということを考えております。また補助金につきましても、補助制度は私のほうではないものと考えております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○24番（堀 広子君） よろしいです。

○議長（兼田勝久君） これで新福議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、竹下日出志議員の質疑を許します。

○11番（竹下日出志君） 議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）について質疑します。

はじめに要旨1点目、民生費関係、補正予算書29ページ障がい福祉費の扶助費、障がい児デイサービス1,390万6,000円の対象者と事業の内容を伺います。

次に、要旨2点目、補正予算書31ページ、児童福祉費、母子父子福祉費、ひとり親家庭等医療費扶助400万円の対象者数と内容を伺います。

次に、要旨4点目、衛生費関係、補正予算書34ページ、保健衛生総務費、報酬4万円、健康づくり審議会の構成委員と審議内容を伺います。

次に、要旨6点目、農林水産業費関係、補正予算書36ページ、農林振興費、中山間地域等直接支払い交付金767万2,000円の詳細な内容を伺います。

次に、要旨7点目、補正予算書38ページ、林業振興費、森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金1,275万円の詳細な内容を伺います。

次に、要旨8点目、土木費関係、補正予算書41ページ、道路新設改良費の工事請負費、社会資本整備総合交付金事業2,150万円の事業内容を伺います。

○市長（笹山義弘君） 竹下議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

児童デイサービスの対象者は、療育の観点から個別療育や集団療育を行う必要が認められる障がい児で、11月現在65人の方が利用されております。事業の内容は、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう当該障がい児の身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて、適切な指導及び訓練を実施する事業であります。

現在、市内外の8カ所の事業所に利用があり、うち2カ所は市内の事業所であります。今回補正を行いますのは、当該サービスの需要があったことと、当該事業効果及び市内事業所の新規開設により利用者が急増したことによるものであります。

2点目のご質疑にお答えいたします。

ひとり親家庭等医療扶助につきましては、ひとり親家庭にある子どもと母または父についても、健康を維持するために必要な医療を受けることができるよう保険診療による医療費の自己負担相当額の全部または一部を助成するものであります。

受給資格者数につきましては、本年4月の922人から新たな受給資格者を加えまして、前年度末並みの約970人を見込んでいるところでありますが、本年11月までの医療費扶助の歳出の額から推計いたしました本年度の所要見込み額に不足する400万円を増額補正するものであります。

4 点目のご質疑についてお答えいたします。

健康づくり審議会は、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、委員を市議会議員、関係行政機関の職員、本市の公共的団体の代表者、学識経験を有するものなどとしており、会長を市議会議長、副会長を自治会連絡協議会・地区公民館連絡協議会代表とし、委員として始良保健所長及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、市立小中学校長会、民生委員・児童委員協議会連合会、老人クラブ連合会等の代表に委嘱いたしております。

また審議の内容については、各種健康診査、健康教育、健康相談等、健康づくりのための施策に関することなどであります。

6 点目のご質疑についてお答えいたします。

今回の補正は、蒲生地区において、新留集落協定、三大字集落協定、柗野集落協定の3つの集落協定の新規追加があり、また始良地区において、堂山集落協定に、山花集落及び木場集落を加えて北上集落協定に再編が行われたことなどによるものであります。

7 点目のご質疑にお答えいたします。

森林整備・林業木材産業活性化推進事業は、木材加工流通施設等の整備を行う事業体が所在する市町村に対し、国が事業費の2分の1以内を補助するものであります。

事業内容につきましては、今後木材集荷量の増加が見込まれることから、事業主体である始良西部森林組合が木材加工流通施設等の整備として作業の能率向上と安全作業の確保を図るためのフォークローダ1台と山土場からの木材を運搬するグラップル付10tトラック1台を導入する事業計画であり、補正額の1,275万円はその林業機械導入のための国からの補助金であります。

8 点目のご質疑にお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業では、現在菖蒲谷線、木田本通線、始良駅前通り線の道路新設改良工事と、岩原本通線の道路排水工事を行っております。今回の補正は、国の追加内示による増額補正であり、施工場所は木田本通線の道路改良工事100mを予定しております。

以上、お答えいたします。

○11番（竹下日出志君） 要旨1点目について、再質疑します。

障がい児デイサービス1,390万円の事業内容について伺います。児童デイサービスの対象者は11月末現在65人の方が利用されています。現在、市内外の8カ所の事業所に利用があり、うち2カ所は市内の事業所であります。

今回の補正は、デイサービスの需要があったことと、事業の効果、市内事業者の新規開設により利用者が急増したことによるものでありますとの答弁でありました。そこで、市内の新規開設事業所と利用者数と利用状況について、その他の市内外の事業所へのそれぞれの利用者数と利用状況をお伺いいたします。

○福祉部長（小川博文君） ただいまの障がい児デイサービスの質疑につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 長寿・障害福祉課の牧之内でございます。それでは答弁申し上げます。

市内の事業所と市外の事業所、それぞれの利用者の数をということでございますが、ちょっと手元に内訳はお持ちしておりませんので後ほどご紹介したいと思います。

答弁にありますように、市内の事業所が2カ所、市外の利用が6カ所、あわせて8カ所の利用ということでございまして、昨年の7月に市内に新しい事業所が新設されたということでございまして、昨年と利用者数を比較してみますと、昨年の新設前がこれは昨年の6月でございます、33名で、新設されました7月が50名というふうに増加をしております。で、利用者は月によりましてばらつきがあるんですが、特に長期の休み、夏休み等の利用が非常に伸びておりまして、制度的に放課後デイサービスとしての利用も認められているということもございます。

新規事業所の開設によりまして、その後数が、利用者の数が伸びてまいりまして、最新でいきますと84名、これ先ほどの65名の利用とありましたが、重複で複数の施設を利用されておられる方がございますので、延べの利用者数としては84名ということでございます。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） これで竹下議員の質疑を終わります。

次に、堀広子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 私は、議案86号の始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。別表の適要、占有物件たる電柱、電話柱を支えている支柱または支線柱の占有料は徴収しないとなっておりますが、これはなぜ徴収しないとするのかお尋ねいたします。

2つ目には、22年度の占有料の総額は幾らになるか、また改正によりまして幾らの減収額になるのか、2点についてお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第86号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

昭和42年11月13日付建設省道路局長からの道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令並びに道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占有料徴収規則の施行についての中で、占有料を徴収しない物件の通達があり、占有物件たる電柱、電話柱を支えている支柱、または支線柱の占有料については徴収していません。

なお、電柱、電話柱の本柱が市道敷外にあり、その支柱あるいは支線柱が市道敷にある場合は占有料を徴収しております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

平成22年度の占有料の総額は約1,400万円であり、今回の改正により、約140万円の減額になります。

以上、お答えといたします。

○24番（堀 広子君） 再質問いたします。

道路法に基づく占有料を設定されているわけですが、その基準はどのような基準になっているのか

ですね。それから占用料の徴収額が総額で1,400万円ということでございますが、これは条例に基づいて徴収された額なのかですね。そして、この徴収額の内訳、いわゆる徴収先ですね。九州電力とか電力、電話、ガス会社、それぞれの徴収額の内訳を教えてください。それと減収額の内訳、これもどこが幾らぐらいなのかをお伺いいたします。

以上です。

○建設部長（大園親正君） 答弁につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） 土木課の岩穴口でございます。占用料の基準でございますが、国土交通省が定めております占用料の甲乙丙の乙の料金は、地方都市の市の占用料金を準用しております。

それと、この1,400万円が条例により徴収されているかというご質問ですが、この1,400万円というのは、22年度に今回合併いたしまして各町から市になりまして、占用料が増額になっております。それと、これまで占用料を徴収していなかった分もございますので、段階的に料金を引き上げていく経過措置をとっております。

経過措置をとっている差額といたしましては、平成21年度から22年度で九州電力で約150万円、N T Tで270万円、加治木ガスで350万円が差額として徴収していないということになります。

それと、140万円の内訳でございますが、その額の内訳をここに持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきます。

○24番（堀 広子君） 乙地という位置づけでされているということはわかりました。今回のこの措置、いわゆる引き上げていくための措置、よく聞こえなかったんですが、どういう措置になりますかね。21年から24年間のどのような措置ということで、金額が1,400万円のならない、いわゆる差額として徴収していないということでしたけれども、もう1回ここをわかりやすく説明してください。

それから、この条例に基づいて徴収した額というのは、どこも条例に基づいて徴収していなかったのか、これまでですね。いわゆる合併する前はどのような形で徴収していたのか。そして、この減収額はどのくらいかということにお答えいただけないかと思っておりますけれども、もう1回お尋ねいたしますが。

そうなりますと、相当な額の条例どおりに徴収しているとなりましたときに、わずか1,400万円のかなという気がしてならないんですけれども、この合併の関係でどうなったのか、もっと詳しく説明をお願いいたします。

○建設部土木課長（岩穴口弘行君） 旧町時代の徴収の状況ですが、主だったところで九州電力が、旧蒲生町が徴収しておりません。それと加治木ガスが旧加治木町で徴収しておりません。それとこの合併によりまして占用料が増加した分は、先ほどの答弁でもありましたように、建設省、昭和42年の建設省道路局長からの通達によりまして、1.1を上回らない額で徴収をするという通達が、経過措置の通達がきておりますので、これを準用しております。

○議長（兼田勝久君） これで堀議員の質疑を終わります。しばらく休憩します。午後の会議は1時10

分から開会いたします。

(午前11時59分休憩)

○議長(兼田勝久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時07分開議)

○議長(兼田勝久君) 質疑を続けます。

次に、神村次郎議員の質疑を許します。

○19番(神村次郎君) 私は指定管理者について、質問をいたします。

1番目。今回指定管理者について何件か出されていますが、一番目に指定管理者の選考をするときの審査の資料をもっと出すべきではないかというふうに思っています。ちょっと名称は違うかもしれませんが、管理運営費の提案書とか、応募をされた人たちのこの事業計画書の、どんな事業計画を持っていらっしゃるのか、そういった比較表のなどですね。

2番目、施設の適切かつ安定的な運営のために重要な指定期間になります。3年後にはいろいろありましたが、今回は5年ということですが、5年の根拠を示してほしいと思っております。

3番目ですが、指定管理者選考に当たっては、利用者とか住民、議会は1回通りますけれども、大事な施設を利用する人たちの評価とか意見とか、そういったものをどのように参考にされたのか。

4番目ですが、リスクの関係です。住民の安全確保に十分な配慮が必要ですが、リスク分担に関する事項が盛り込まれているかどうかお聞きをします。

最後ですが、5番目、労働法の遵守や雇用労働条件への適切な配慮がなされているか。指定管理者ということと言いますとサービスが主です。サービスというのは、主なものは人件費が主なものになっていると思います。そこら辺の状況をお聞かせください。

以上です。

○市長(笹山義弘君) 神村議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第99号から議案第122号までの公の施設の指定管理者に関する件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

今回の24の指定管理者関連議案のうち、公募による16の施設の選定につきましては、書類審査及びプレゼンテーションの実施により、サービスや経費等についての総合的な視点による評価に基づき、評価が最も高い応募者を指定管理候補者として選定したところであります。

ご質疑の選定時における審査資料につきましては、湯川議員のご質疑にもお答えしましたとおり、応募団体の技術や信用情報に関する内容など、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもあるため、提出は差し控えさせていただきました。今回は、指定管理候補者にかかる概要や、選定委員会における審査結果一覧等を別途参考資料として作成し、提出したところであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

指定機関については、法令上の定めはありませんが、指定管理者が利用者サービス向上の一環として初期投資を行い、利用満足度を高める取り組みも行われていることから、公の施設の適切かつ安定的な運営や競争性の確保等を勘案し、指定管理候補者選定委員会において、各施設の設置目的や実情

等を踏まえまして、今回選定する施設につきましては、指定期間を5年と定めたところであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

選定時における指定管理者に対する評価については、今後指定管理者制度を適切に運用する上で実績評価を充実させ、利用者や市民からのモニタリングも加える方向で検討したいと考えております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

リスクへの対応については、リスクを最も適切に管理することができるものが当該リスクを負担することを原則とし、リスク負担の区分を設け、募集要項に持ち込んだところであります。今後それぞれの施設の基本協定の中で、リスクの負担については定めてまいります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

指定管理者の選定にあたりましては、評価基準に法令遵守の項目を設けているところであります。指定管理者における従業員の雇用は、応募団体である民間事業者の判断であることから、労働諸法令に基づき雇用がなされるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○19番（神村次郎君） 私は今回指定管理者について質問をいたしましたのは、昨年22年の12月に総務省の自治行政局長から、もうご存じだと思うんですが、指定管理者制度の運用についてという通知がきているわけです。今さら地方自治体にこういう助言という格好できていますが、今さら助言とか何とかないのではないかと考えていますが、こういうことが書いてあります。地方公共団体において、さまざまな取り組みがなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、改めてこの制度の適切な運用に努められるように地方自治法の何条と書いてありますが、助言をします。

改めてですね、助言をするという格好になっています。1番目ですね、こういうことが書いてあります。指定管理者制度については公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性にゆだねる制度となっていること。私はもちろん当局も真剣に議論をしながら、指定管理者に出すことがいいのか、議論をされて出しておられると思うんですが、指定管理者制度を導入するに至っては慎重にあるべきだと、そういう言い方をされているんです。これ解説は慎重にあるべきだと、そういう言い方をされておりますのでご留意いただきたいと思っています。

2番目に、指定管理者制度は公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること、総合評価制度という入札の関係の制度はありますが、そういった価格だけで指定をするのではないという言い方をされています。

回答はですね、応募団体の技術や、例えば私は資料をもう少し出してほしいという言い方をしていますが、お答えはですね、応募団体の技術や信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもあるため、そういうことで出せないということになってはいますが、一つ、応募された団体がどのような提案をされているのか、指定管理者をするに当たって自分の会社はこういう運営をしていきたい、そういう提案をどのようなのをされているのか、経営方針ですよね。そういったものが提出をされていないんですよね。今提出をされたのは収入支出の状況ですね。24年度以降5年間、これ以前のも欲しいんです。

それから、ぜひ今言いましたが、私が持っているのは加治木の時代に、これはよくわかったんですが、参加をされた会社がどういう運営をしていきたいというのが書いてあるんです。これをぜひ見てみたいんです。これ見ていくと、この会社は例えば施設の効果を最大に発揮するという点ではどういうことをするのか、A、B比べてあります。これ見ていくと、この会社はこういう点があるけど今回は指定をされなかった。そこら辺がよくわかるんです。これをぜひ出してほしいと思っていますが、そこら辺をぜひ、なぜこういうのがですね。もちろんあると思いますが、ぜひそこら辺を私たちも見て、こういった運営の仕方もあるんだということをば認識をしたいと思っています。どういう比較をされたのか、そこら辺がぜひ欲しいと思っています。そのことで正当な利益を害するおそれがある、そういうものはここに、これには入っていません。そういうことでぜひ何でできないのかですね、お願いします。

それから私はこう言っていますね。あらかた透明性の確保が大事だと思っています。今出された資料で見ると一定のことはわかります。ただ大事なのは、透明性をどう確保するかです。どこまで公表するか、そのことも議論になると思うんですが、やっぱり知らせるべきものは公表するべきだ、そういうふうに思います。

一つ、ここに出されたこの資料で見ると、お聞きをしておきますが、指定管理料がゼロというのがありますが、これがどういうふうに運営されるのか、それから支出の委託料、これはどういう委託料に使うのか、そこあたりをお聞かせください。

それから、指定期間の5年間ということですが、私は3年にするとき、やっぱり5年欲しいという言い方をしました。3年では時間が足りない。せっかく初期投資をされて、せっかく調子に乗ったところにそういうことになると思います。5年ということですが、であれば、3年をどう評価されたのか。今お答えになっていますが、もう少し具体的に、どうして5年になったのかですね。3年でいけなかった点、県内で近隣市町村でどういう状況かお聞かせをください。

それから3番目に、利用者や住民からの意見ということですが、ここはぜひお答えになっておられますが、利用者や市民からのモニタリングも含めてということですが、ぜひここはそのようにしていただきたい。今回もこういうことをされたんだろうというふうに思っていたんですが、まだされていないんですね、それは議会の意見を聞けばそれで済むものでもないし、直接の関係する人は利用者であり住民ですから、個々の意見をかねて、やっぱり聞いておくことが大事だというふうに思っています。そこら辺をぜひ、ここは回答の必要はありません。

4番目ですが、リスク分担ですが、募集要項に盛り込んであるということでしたが、具体的にどういった内容のものを盛り込んだのか、どのような検討をされたのか、もっと具体的にお願いします。

それから5番目ですが、労働法の遵守をすることはということですが、私はこの指定管理者という制度はやっぱり慎重にあるべきだと言いましたのは、このサービスの事業というのは主なるものは人件費なんですよ。人件費を抑える。そのことで事業費がやっぱり安くなる。この事業計画の中をみると、雇用する人たちの人件費を削減することがその会社の方針になっているところもあります。

私は、人事院勧告の条例のときにも申し上げましたけれども、地方で公務員の人件費を下げ、そして民間の賃金を下げることで、ご存じのように社会保障は、社会保障と税金の一体改革ということと言われていますが、なかなか低賃金構造になるとそういった税金もなかなか上がらない、社会保障もうまく行かない、そういう状況です。低賃金構造はやっぱりここから始まっていると思っています。

それでご存じかもしれませんが、2009年の6月に法律が制定されていますが、ご存じだと思うんで

すが、公共サービス基本法というのがあります。第3条に、ここに書いてあるのがこういうことが書いてあります。安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施をされること。それから第11条で、国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事するものの、適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるように努めるものとするというのが書いてあるんです。

で、鹿児島県議会の中でも、議論があったところです。公契約条例、ご存じだとは思いますが、公契約条例を制定しよう、県議会の中でも議論がありまして、今私たちもこの議会基本条例の策定に取り組んでいますけれども、県議会でも政策立案推進検討委員会というのがあります。これは幾つかの今何本かの条例を議員提案で出してきましたけれども、ここで公契約条例をつくって、働く人たちの賃金を一定のやっぱり生活できる賃金、そういったものを定着させていくべきだと、そういうことでされていますけれども、お答えのように、指定管理者の賃金まで行政がチェックをすることは今の法律上はできません。ただし、大事なのは、そこで働く賃金労働条件、ここを調べないかと思えます。把握をすべきだと思っています。どのように把握をされているのか、調査をされたのかお聞きをします。

以上です。

○行政改革推進室長（木上健二君） お答えします。

5点ほどいただきましたが、まず資料の提出でございます。答弁にもありましたように、応募団体のそういった情報と、今回につきましては、なるべく議会資料として添付をしたいということで、差しさわりのないよう工夫整理し、提出いただいたところでございます。

それから委託料、指定管理料、これらにつきましては指定管理料は0円のところがございます。例えば、物産館とかそれから加治木の温泉のほうがありますけれども、ここについてはそれぞれの個々の施設について、管理運営が指定管理料なしで運営ができるとされたものについては指定管理料が省いてあるわけでございます。

また委託料につきましては、これらも施設の管理につきまして、例えば屋外の山林等の伐採とか、そういうのにつきましては、当然指定管理者でなくて、ほかにも委託料を組んでする必要がございます。そういうものに委託料として使われているということでございます。

それから5年の根拠でございます。これはもう先ほど申し上げたところでございますけれども、施設の管理運営については、指定管理者としては成果を発揮するためにはある程度長くないといけません。安定的な経営を確保するには一定の期間が必要であろうと。そういう意味からおきまして、これまでも3年間というのが主でありましたけれども5年間といたしました。ただあまりにも長くすることで、管理が適切に効果的に行われないうか、そこ辺の検証といえますか、そういう機会が長くなりますと競争性の確保が難しくなると。こういうのを考慮しますと、やはり標準を5年としたほうが適当だろうというふうに判断したものでございます。

それからリスク分担につきましては、これは協定書の中においてもしっかりとリスク分担をうたい込んでいきたいというふうに考えております。第三者に与える損害、こういったものにつきましても、損害賠償の支払い能力がないということがないように、保険等の加入、そういうのを義務づけるというふうにさせたいというふうに考えております。

それから、労働法の関係ですね。この指定管理者につきましては、やはり一番の目的は市民サービ

スの向上ということでございます。加えて、経費の削減が図られるかということでございますけれども、総務省が出したこれらにつきましても、あまりにも経費削減によって人件費等、それによって市民サービスの低下に至らないか、そういうのを危惧して出されたものであろうというふうに認識しております。始良市としましても、そういうところはしっかりと、指定管理者におきましては協定を持つ段階においてしっかりと適正な人件費というのは確認をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） 室長、近隣の5年間の、5年間ってしている近隣は調べているんですか。答弁続けてください。

○行政改革推進室長（木上健二君） 近隣の指定管理の年数については把握しておりませんが、自治研究センターの調査した中におきましては、先ほど申し上げたことから、指定管理者としてはできるだけ長いほうがいい。自治体としては短いほうが適当であろうというふうに差があるということです。しかし、いろいろ検証してみますと、やはり5年間ぐらいが適当であろうというような結果になりまして、そういうのを踏まえて5年間が適当であろうというふうにしたものでございます。

○19番（神村次郎君） 1番目の資料の提出についてですが、先ほど申し上げました私たちはこの審査をするのに透明性が確保されているのかという視点が一つあります。幾つかの視点があると思うんですが、審査をするのにですね。私はこの手元にあるのは、そんな秘密になるような、経営に影響を及ぼすようなそういう資料じゃありません。

合併をしてそういう話になったのかですね、手元にあると思います。この審査はされたと思うんですが。私たちはA社、B社、C社が4社のこの方法があるところもありますが、どういう提案をしたのか、今回外れてもすごい提案をされているところもあると。そういうものみたいにですね。指定管理者というのは簡単にお考えか、失礼ですけれども簡単にお考えかもしれませんが、そういった透明性を含めたこともあります。入札の金額だけで決まるものでもないし、総合評価ですから、見方はたくさんあると思うんです。ぜひ資料を提出してほしいと思うんですが、どうでしょうか。市長がお答えください。

あとですね、3年から5年になったというのは私もはじめて3年から5年になっていくわけでして、過程的にはやっぱり研究せないかんという問題もありますが、ぜひ研究してほしいと思っています。

それからリスクの分担ですが、これもぜひ資料が欲しいですね。どういう検討をされたのか。よくあります。この前私は議会で研修に行きましたが、行ったところで話がありました。大分市鶴崎総合支所ですか、あそこに行ったときにですね、あそこはPFIで庁舎をつくっています。人がすべてころんでですね、来られた人が。どっちが負担するとか、これもめたそうです。なかなか時間がかかったと言われてました。そういうリスクの分担、これ多分簡単に問題整理がつかないことはたくさんあると思っていますが、資料をぜひどういうリスク分担を、例えばどういうものがあつたのか、検討をしたのか、それをお知らせください。これも市長がお答えください。

それから、労働法の遵守ですが、これですね、先ほど申し上げましたこの総務省から出た通知の中にもリスク分担も書いてあります。8項目書いてありますが、6項目目にですね、指定管理者が労働法を遵守することは当然であり、指定管理者の選定に当たっても指定管理者において労働法の遵守や

雇用労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することって書いてあります。これですね、ぜひどこら辺まで、全然調べなかったのかですね、どんな条件で雇われているのか、全然調べなかったのか、お聞きをします。

○市長（笹山義弘君） 指定管理者制度の選定のありようにつきましては、副市長を委員長とする選定委員会で、慎重に、そして各方面からしっかりと候補者を選定するについてはその任に当たっていただいたというふうに思っております。その選定した指定候補者が、指定管理者としてふさわしいかどうかは議会にご審議いただくということになるかと思いますが、その内容について、その旨の中でそれぞれの事業所が特徴をもっていろいろと申請をされる場合に出されるわけですが、これらのことについては、やはりそれぞれいろいろな特徴があると議員もご指摘でございますが、そういうことがあるだけにほかのライバルといいますか、事業所について、その事業所特有のそういうノウハウ等も含まれておりますので、そういうことになりますと、次の応募のときにそれらの情報を知り得るということになってまいります。そういうことを考えますと、やはり公平性とかそういうことからしましても、それにそぐわないのではないかというふうに思いますので、今後とも今回のような形でさせていただきたいというふうに思います。足りない部分はそれぞれで回答させます。

○行政改革推進室長（木上健二君） 雇用の関係でございます。今回につきましては指定管理者を選定するにあたりまして、それぞれ事業者から収支の関係で出してもらいます。その中で賃金が幾らであるというのを目を通します。そういう中において、毎月で割って、それが適正な価格だろうか、そこはそれぞれ審査員で確認をするというふうに思います。

今後におきましては、協定を結ぶ中において、さらにそこ辺はしっかりと賃金水準というのは確保できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（兼田勝久君） 室長、この方法は合併の協議でやったのかどうかという質問。ちょっと続けて。

○行政改革推進室長（木上健二君） この関係につきましては、合併とは関係がございません。これは指定管理に関することございまして、今回の選定委員会の中でこういう方針を定めたものでございます。（発言する者あり）

○議長（兼田勝久君） 失礼しました。（発言する者あり）答弁続けて。

○行政改革推進室長（木上健二君） 失礼しました。リスク管理につきましては、あともってどういう負担をしているかというものにつきましては提出させていただきたいと思っております。

○議長（兼田勝久君） これで神村議員の質疑を終わります。

次に、里山和子議員の質疑を許します。

○13番（里山和子君） 議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件について、総合計画に盛り込まれた火葬場は、将来は建てかえが必要としても、しばらくは今のまま建て増し等をして使っても

いいのではないかと。消防庁舎の建設も、小学校建設が終わってから取り組んでもいいのではないかと。市民プールの要望が陳情書でも出ているし、パブリックコメント3件のうち2件でも出されており、生涯スポーツ及び健康増進等に関する施策として検討する必要があるのではないかとということです。

議案第85号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について、医療費が平成22年度で2億3,200万増加し、基金も少なくなり、平成24年度から年平均2億3,000万円不足する見込みになっているが、財源の不足額をすべて一般会計から繰入れて値上げは抑えられないのでしょうか。

全員協議会資料、ページ8ページの例2の場合、所得額が200万円で固定資産税なしの場合に合計で幾ら値上げになるのか伺います。

議案第87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件についてですが、加治木町新生町処理施設と始良ニュータウン処理施設の使用料が異なるのはどういう理由によるのでしょうか。

議案第88号 開発行等により設置された地域下水処理施設の始良市への移管に関する条例の一部を改正する条例の件についてです。法人格を有していない団体がどのくらいあるのでしょうか。現在法人格を有している団体の申請数はどのくらいあるのでしょうか。法人格を有している団体と有していない団体の違いはどのようなことでしょうか。法人格を有しない団体でも申請できるとなると不具合は生じないのでしょうか。

議案第90号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第10号）についてお伺いいたします。ページ46ページ、教育費の小学校管理費の中で学校施設改修工事800万円と、バス転回場原状回復工事132万4,000円について詳しく説明を求めます。

議案第93号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）、ページ16ページですが、介護給付費の介護サービス給付費3億9,400万円の追加について、額が大きいようですが、内容について詳しく説明を求めます。

ページ17ページ、介護予防サービス給付費の3,470万円の追加についての説明を求めます。

議案第106号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木農産加工センター）についてですが、市直営から指定管理者制度に移行させた理由はどのようなことだったのでしょうか。非公募とした理由を示していただきたいと思えます。

議案第112号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（蒲生物産館（くすくす館））ですが、応募が2社あり、蒲生の恵み協同組合の評価が高く、継続になったようですが、応募したA社については何の記載もなくどういう会社かもわかりませんし、入札金額もわからず比較のしようがありません。情報の資料を議会に明らかにすべきではないでしょうか。

議案第113号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市さえずりの森）についてですが、指定管理者を始良西部森林組合から特定非営利法人、非営利活動法人四季の会に変更されたようですが、応募が2社あり、A社については何の資料もありません。入札金額も比較のしようがありません。情報の資料を議会に明らかにすべきではないでしょうか。

次は質疑できますかね。議案第119号、議案第120号及び議案第121号 公の施設の指定管理者の指定に関する件、議案第119号、議案第120号及び議案第121号は、これはもうダブリでできないですかね。（発言する者あり）

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑についてお答えいたします。

議案ご質疑のうち政策的答弁については私から、予算関係などについては副市長がお答えいたします。

議案第84号 始良市総合基本構想を定める件についてのご質疑についてお答えいたします。

火葬場につきましては、以前から利用する市民の方々からの施設の改善を切望する声を聞いておりました。しかし、一部組合の管理下では経費の負担の問題などで改善は容易ではなかったと考えております。今回、合併を機に建設の機運が高まり、私が公約するまでもなく新市まちづくり計画にも例外的に説明を示して記載されておりました。これは市民の皆様が待望しておられることを合併協議会の委員の皆様も感じておられてのことであると考えております。

今回の火葬場の整備は、建物の老朽化、耐震基準の不適合のほか、現在の建物が故人の尊厳や遺族の心を癒す空間として整備されていないことも必要性の一つとなっております。炉室前での最後の別れの場所で別の遺族と顔合わせしないように誘導できる間取りや、収骨室等の改善、段差の解消や車いすの方も利用しやすいトイレや控室などの整備が求められております。

このような抜本的な整備を必要とすることから、現在の火葬場を増改築することで改善することは容易ではなく、これらの問題を解決するためには建てかえが最善であると考えております。

仮に増築工事となった場合は、休業により他市の施設を利用することになり、市民に不便をおかけすることも考慮しなければならないと考えております。

次に、消防庁舎の建設であります。平成28年5月までに消防救急無線のデジタル化を完了する必要があり、試験運用期間も考慮しますと、その関連工事で庁舎の建設を同じ時期に行うほうが合理的であると考えております。また合併推進債の適用期限も迫る中で延伸することは得策でないと考えております。

市民プールにつきましては、水泳がもたらす健康上の効果や選手強化のためにも欲しい施設の一つであります。ご質疑にある要望では、小中学校のプールの倍の大きさのものを求められておりますので、新たにこの施設を整備するには多額の経費が必要となります。今後何を最も市民が求めているのか、また何を先に整備しなければならないのかを検討しながらご要望にこたえていきたいと考えております。

次に、議案第85号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑についてお答えいたします。

健康保険制度は、協会けんぽ、組合健保、船員保険や共済組合など国民健康保険以外の制度が幾つもありますが、基本的にはそれぞれが加入する被保険者の保険料等でその運営を行うこととなります。国民健康保険の運営に際しては、国県や社会保険からの交付金等を除いて被保険者が負担しなければならないこととなります。そのため医療費が増加すれば支払いの財源が不足するため被保険者に応分の負担をお願いすることとなります。

また一般会計の事業の対象となる市民は、国保加入者や社会保険の加入者を問わず、すべての始良市民が対象となる施策を行うこととなります。その中で国保被保険者の負担緩和のために不足額の約半分の繰入れを提案しております。市税収の伸び悩みは、一般会計も同様であるため、財源の不足額のすべてを繰入金で賄うことは非常に困難であると言わざるを得ません。

次に、保険税額については、40歳代の夫婦と子ども2人の世帯で所得額200万円、固定資産税がない場合の改定前の国保税は31万9,600円となりますが、改定後は36万8,100円となり、4万8,500円の

増額となります。なお、4人世帯で所得額が173万円を超えますと、均等割、平等割の軽減対象となりませんので、このケースでは軽減されておられません。

次に、議案第87号 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

市への移管に関する条例等に基づき、事前調査申請書が提出されておりました始良ニュータウンの汚水処理施設への市への移管にあたり、始良ニュータウン団地管理組合法人と協議を重ねた結果、今回提案いたしました料金で協議が整ったものであります。

使用料金につきましては、加治木町新生町処理施設と現在の始良ニュータウン処理施設の使用料金の差が大きかったことから激変緩和措置として今回提案しております使用料金としたものであります。

また今のところ5年間は、今回提案いたしました使用料金を維持し、5年後に使用料金を統合する予定であります。

次に、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木農産加工センター）についてのご質疑にお答えいたします。

本施設の指定管理者制度の導入につきましては、この施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できること及び管理経費の節減が図られると判断したことから導入することといたしました。また本件施設を非公募とした理由につきましては、参考資料に記載しておりますとおり、この施設が地域の農産物等を利用した加工製品の開発等を行い、付加価値を高めて特産品として販売し、本市の農林業の活性化と資質の向上を図ることを目的としているため加治木町農産加工株式会社が運営することが最も合理的であるとの指定管理候補者選定委員会における検討結果に基づいたものであります。

次に、議案第112号及び議案第113号のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

指定管理候補者に選定されなかった他団体等との比較ができないのご指摘ではありますが、湯川議員及び神村議員のご質疑にもお答えしましたとおり、指定管理候補者選定委員会の審査を経て、それぞれの施設の指定管理候補者として選定したところであり、また応募団体の技術や信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもあるため、非選定団体関連の資料の提出は差し控えさせていただきました。今回は、指定管理候補者にかかわる概要や選定委員会における審査結果一覧等を参考資料として作成し、提出したところであります。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第88号 開発行為等により設置された地域汚水処理施設の始良市の移管に関する条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

今回改正をいたします条例は、市への移管に関する条件等を定めたもので、該当する管理団体は5団体あり、そのうち法人格を有していない団体が3団体あります。また、法人格を有する管理団体のうち、始良ニュータウン団地管理組合法人から市への移管に関する条例等に基づき、事前調査申請書が提出されております。法人格を有している団体、有していない団体の差は、法人としての登記がなされているか否かでありますが、事業内容につきましては大きな差異がないものと考えられます。

今回の条例の一部改正は、法人格を有していなくても申請を可能とするものであり、本条例等に基づく調査及び審査は、処理施設の状況や、今後の運営等について行うものでありますので不都合が生じるものではないと考えております。

次に、議案第93号 始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）についての1点目の

ご質疑についてお答えいたします。

介護サービス給付費3億9,400万円の内訳は、居宅介護サービス給付費2億7,000万円、居宅介護サービス計画給付費3,400万円、地域密着型サービス給付費8,700万円及び特定施設入居者生活介護費300万円であります。

平成22年10月1日での要介護認定者は2,159人でありましたが、23年10月1日で2,340人となり、181人、8.4%の増加であります。同時期の居宅介護サービス受給者は、平成22年が962人であったものが23年は1,047人となり、85人、8.8%の増加となっておりますので、22年度の実績額より想定し、居宅介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費の不足分を追加計上したものであります。

同様に、地域密着型サービス受給者や特定施設入居者生活介護の受給者も増加しておりますので、不足分を追加計上したものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

介護予防サービス給付費3,470万円の内訳は、介護予防サービス給付費3,000万円、介護予防サービス計画給付費400万円及び介護予防特定施設入居者生活介護費70万円であります。先ほどと同時期の要支援認定者は平成22年が965人でありましたが、23年は1,008人となり、43人、4.5%増加したことに伴い、不足分を追加計上したものであります。

以上、お答えといたします。

○13番（里山和子君） 1点目の総合計画の基本構想の点についてですけれども、いつも言ってるんですけれども、小学校建設については、私も始良町時代から計画がありましたし、審議会でも答申があって、建てる段取りになっておりましたので、これは仮称松原小学校については建設しないといけないと思っております。

消防署につきましては、合併協議が終わりまして、合併をしないということになりましたし、今のこの震災の世紀と言われて、大変地震とか原発とか大変こう物騒な世の中というか、桜島もどんどんふいておりますし、大変救命救急といえますか、非常に消防体制というのはやっぱり重要課題だと思っておりますので、建てることについては消防署も建てないといけないかなという考え方にはなっているんですけれども。ちょっと計画がくっついてたもんですから、学校を建てる25年度から実施計画になっていて、あまりちょっと終わってから建てたほうがいいのではないかなと思ってたんですけれども。まあ緊急、無線デジタル化が28年度までに終わらないといけないというようなことで、そういう事情があるのかなということで、仕方がないのかなという考え方を持っております。

しかし、この火葬場につきましては、私、国保税の値上げがなければここまで深刻には考えないんですけれども、今回1億1,000万は一般会計から繰入っていただいて半分の値上げで済むという条例案が出てはいるんですけれども、やっぱり国で言うと消費税を上げるような大きな問題ではないかと思うんですよね。始良市における国保税の値上げというのは、というのは、資格証明書とか短期保険証とか1,000世帯を超えて保険証があるかないかというような、歯が痛くても払えずに、非常に国保税が高過ぎて無理をして、もう本当に健康で文化的なという憲法に保障されているようなそういう生活が、病院に思うように病気になっても行けないというような方々を生み出している状況の中で、これ以上国保税を上げることについて、私はやっぱり相当住民の抵抗があると思っておりますし、それだけの3つの50億ぐらいの箱物をつくる余裕があるんだったら、何で国保会計に2億ぐらいのお金を毎年入れられないのというふうな市民の、私は反発は必至だと思うんですよ。

国のほうでも消費税を上げるということでは、身を削りなさいということではいろんな公務員宿舎の建てかえについてもやめることに納得しましたよね。今回の斎場、火葬場というのは、公務員の宿舎とは違って、住民サービスの分野にはなるんですけれども、私はあの施設をお金があったら建てかえるに超したことはないんですけれども、国保税を上げないといけない2億円を入れられないというか、あるんでしょうけれども市長は半分にされたんでしょうけれども、そういう国保税を一方で上げる中で箱物だけどんどんつくっていったいいのという市民の声がやっぱり当然出てくるのではないかとということが多分に予想されますので、やっぱり節約できるものは節約し、辛抱できるものは辛抱して、やっぱり庁舎の建設なども市長は言い出しておられますけれども、やっぱり職員が住んでいる庁舎とか、それから火葬場でもある施設なわけですから、できるだけ建て増しとかして改修して持たせていくという考え方のほうが私はやっぱりこの国保税を値上げをするという観点と比べると、非常にそういう部分は節約して、いろいろ場所等もまた新しいところを選定したりして、道路事情もいいところを考えたりして、もう少し先延ばしでもいいのでは、本当に斎場を住民がどうしても願っているのかなというふうに私は考えております。

それで、そういう点から、もっとプールの建てかえの陳情もたまたま出ておりましたし、公的な意見でも2件、3件の中の2件も出ておりましたので、国保税を上げないためには健康づくりを推進していかなければならないという点ではプールなども一つの案ではないか、プール建設もですね、一つの施策ではないかというふうに思っておりますし、もっと子どもの子育て支援の点でも、保育所が定員からすると400人ぐらい足りなくなっているし、蒲生からも保育所が足りないという要望書も出ておりますよね。そして霧島市、差し当たりでは子育て支援センターもつくっているという中で大変こういった部分がおくれているわけですから、もっと住民が本当に緊急に必要としている部分にこういった財源を充てていったほうが、私はやっぱり適切ではないかなと。

国保税会計にもやっぱり2億3,000万ぐらい入れて値上げをしないとかですね、やっぱり住民の立場を真剣に生活実態を考えて、住民のためにもっと必要とする施策のところには予算を回したほうがいいのではないかなというふうに、国保税の値上げで、一方でやるということなどから考えて、そういうふうに考えたりしているんですけれども、その点について、やっぱりこの計画でいかれるのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

それから国保の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件についての質疑ですけれども、去年の決算では大体数値が出たんですけれども、今の23年度の12月時点で資格証明書と短期保険証がどのぐらい出ていらっしゃるのかどうか。それから、税の滞納者が何人ぐらい滞納額がどのくらいあるのかどうかというようなことなどをお知らせいただきたいと思います。

次は、蒲生のくすくす館と始良市のさえずりの森の指定管理者の継続と変更ですけれども、蒲生のくすくす館は大変うまくやってらっしゃるというか、見た目にも大変うまく行ってる状況が見えますので、継続はありかなと思うんですけど、この始良市さえずりの森というのは、西部森林組合から特定非営利活動法人四季の会にかえたというようなことですが、このかえた主な理由はということだったのかですね。四季の会のほうがこのようにこういう点でよかったのかでかえることになったとかいう、具体的にそういうことをお知らせいただきたいのと、それから今回この資料を出していただきたいという点で、収入と支出とかいうこの資料は出していただいたんですけれども、今までは指定管理者を選ぶ場合に、この会社、この会社は別にこの会社はこういう会社ですよみたいな、こういう仕事をしていますみたいな資料は議会にも出ていたように思うんですけど、今回は量が多いか

らなのかよくわかりませんが、この資料を出さなくなった理由というのが、市長が後で比較した場合に次のときにこっちの会社がこっちの会社に持って来てまたそういう申し入れをするというということが想定されるのでというような理由に述べられましたけれども、これまでは資料が提出があったように思うんですけど、何かそれで不都合なことがあったのでしょうか。そういう点について伺いたいと思います。

それから、最後のこの介護サービス給付費のところですけど、要介護の認定者が2,340人となって、181人、8.4%の増加というふうなすごい伸びだと思えるんですけども、こんなにたくさんふえてきますと、特別養護老人ホームは足りるのかなど。大分増設とかされましたけれども、病院等の施設にいらっしゃる人を含めて待機者がどのくらいあるのか伺いたいと思いますし、それから居宅介護サービスについても1,000人を超えるようになりましたよね。85人、8.8%の増加になったんですけども、これはヘルパーさんたちの体制というのは、ここ十分に保障できる体制になっているのかどうかということと、要支援の認定者も43人、4.5%ふえておりますが、こちらの支援センターのヘルパーさんの体制というのは十分かどうか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） まず総合計画の基本計画等のことでお尋ねいただきましたが、いろいろと先ほど答弁で申し上げましたとおりでございますが、いろいろな今回の始良市に与えられた有利な財源とする合併推進債の期限が31年度ということもございまして、それらのことをしたときに、始良市になりまして、市としての施設として何が必要かということをしたときに、私はそのようないろいろな声もいただきながら、合併協議の中のまちづくり計画の中にもうたってあるということでありまして、それを具現化するというところでさせていただくということで、その手法等についてはいろいろ議案、議会のご提案もいただきましたので、それに即して年度もずらしながらいろいろ工夫はやらせていただきたいと思いますが、今まで従来どおりさせていただきたいということでございますが、国保会計のことにつきましては、何回となくご質疑をいただいているところでございますが、この国保税のこの税率等を決めるにつきましても、合併協議の中で、その当時始良町さんが一番低いという税率でありました。ここにすり合わせて合併の障害にならないようにという配慮をいただいたところでございます。その間、これまでの間、職員も懸命に努力してくれまして、その合併初年度から大変危機的な状況でありましたが、これまでの間、いろいろと努力を重ねまして、これまで何とか持ちこたえてきたということが正直な気持ちでございます。ただ何せ基金が枯渇した状態でございますので、国保会計につきましては特別会計でございまして、国保会計の中で賄わなければならないという決まりになっておりますので、その辺のところを十分にご理解いただきたいと。

また今回についても特段の措置と申しますか、暫定的でございますけれども、3年間だけ一般会計法定外繰入れを入れて、その激変緩和をさせていただきたいと、納税者の方々に急激な変化が負担が来ないようにといういろいろな配慮をさせていただいたつもりでございます。そういうことで、これ以上その他の被保険者の会計のほうから繰入れるということは、税の公平性等を含めての関知から、なかなか厳しいのではないかと申しますので、ぜひともご理解いただきたいというふうに思っております。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

まず資格証明書と短期保険証の関係でございます。今現在11月末で数字を出しておりますので申し上げたいと思います。短期保険証の発行世帯が757世帯、それから資格証明発行世帯数が322世帯ございますが、そのうちの25世帯については特別仕様、どうしても滞納があっても治療しなければならんということで今の25世帯については保険証を一応発行しております。

それと税に関する問題がありますので、私のほうで全部答えたいと思います。22年度決算額で滞納世帯数が1,458世帯、滞納額が6億5,318万9,871円、これが22年度及び21年以前の部分の合計額の滞納額でございます。現在、まだ23年のについては納期が来ておりませんが、今現在、11月末で53.6%徴収しております。前年度が同期で48.7%ですので、ことしにつきましては5%徴収率が伸びているという状況でございます。

以上です。

○行政改革推進室長（木上健二君） 指定管理の関係で申し上げます。さえずりの森の変更の理由等でございます。これらにつきましては資料のほうでもお示ししておりますが、審査結果一覧表に8項目ございます。そういう中において、各審査で合計点としてそういった結果になったわけでございます。具体的に言いますと、管理運営方針で申し上げれば、評価のポイントとすれば、施設の設置目的、性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営に対する理念、基本方針を持っているかとか、そのような観点でそれぞれ評価をしているわけでございます。そういった結果でございます。

また資料につきましては、先ほどからお答えしておりますけれども、今回の指定管理につきましては、選定委員会の中で絞って今回一業者をお出ししたということから、その業者についてのみの資料に限らせていただいております。そういうことから、提案者等につきましては、先ほどからありますように計画書管理にかかる方針として整理して、まとめて整理した形でお示ししておりますので、内容等については団体の情報等いろいろございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

養護老人ホームの待機の関係でございましたが、養護老人ホームにつきましては、第4期の計画の中で30床を施設名で申しますと、「マモリエあいら」というところでございますが整備いたしました。待機の関係で申し上げますと、例えば他の施設に入院入所されている中からの方までカウントすると、まだ待機者というのはございますが、在宅から直接特別養護老人ホームへの待機をという方々はもうほとんどいらっしゃらないというふうに認識しております。

それから現在、第5期の計画を策定中でございますが、この中でも現在始良市に4つの特別養護老人ホームがあるんですけれども、増床等の計画等もあるようでございますので、この辺を検討しまして、市民の方々が施設入所という方々の利便性を図られるように計画していきたいとも考えております。

それから、ヘルパーの体制ということでございましたが、訪問介護、ホームヘルプサービスの事業所が市内に12、今ございます。主に身体介護、それから生活援助中心の介助ということでしていただいているんですが、当然その介護報酬の枠組みの中でのサービスを提供させていただいておりますので、各事業所とも基準ののったサービスが提供されているものというふうに認識しております。

以上です。

○13番（里山和子君） 国保税のところですけども、短期保険証が757世帯で資格証は322世帯ということで、1,079世帯ですかね——の方々が保険証があつたりなかつたりしているというようなことで、資格証というのはもうほとんど10割負担ですので、300世帯あまりの方が保険証がなくて大変困っているというようなことにもなっているわけですよ。

で、国保税の滞納額が約6億7,500万あるという中で、お金があつても払わないという方もあるのでしょうけれども、やっぱり大部分の方はなかなか生活が大変で、払おうと思つても払えないという方がやっぱり多いと思うんですよ。そういう中で、この所得200万の、普通の40代の夫婦で子ども2人で固定資産税がない場合ですけども、31万9,600円というような国保税が36万8,100円となつて、4万8,500円の増額となるというようなことなどを考えますと、本当に重い負担になっているのではないかというふうに考えますので、私は今の時点ではやっぱり箱物は抑えるところは抑えて、国保税、特別会計だとおっしゃいますけれども、県下の17市町村では、もう一般会計からどんどん繰入れておりますので、薩摩川内市などでは4億、鹿児島では21億ですか、多額の一般会計からの繰入れもありますので、2億3,000万ぐらいのと言つてはいけませんけれども財源はやっぱり確保して、国保税の値上げは抑えていただきたいと思つています。

それから、一般会計からの繰入れも重要なんですけども、やっぱり今後どんどん医療費が上がっていくということについては、相当健康面にチェックをしていかなければならないということが、もうだれが考えても健康増進を図っていかなければならない、病気にならない体をつくっていくといけないうことが、もう皆さんご承知だと思つてはすけれども。そういったことで今後相当なこの施策をとる必要があると思つてるんですけど。

例えば、長野県では、ちょっと町は忘れちゃいましたが、自治会に1人囑託で保健指導の保健婦さんを置いて、自治会に1人置いて、その人がしょっちゅう各家庭を周りながら保健指導をしている。それから、きょうはテレビで栄養指導しているところも出てましたよね。直接在宅、お宅に伺いながら栄養指導もしているというようなことなども出ておまして、相当進めなくてはいけないうふうに思つてはすんですけど、今後どのような施策を考えていらっしゃるかということについてお伺いしたいと思います。

それから、下水道料金のことについて伺いますが、今回提示された料金というのは、新生町と同じ料金だつたと思つてはすけれども、始良ニュータウンのほうでは現行の地域下水料金と同一料金にすることは料金の増額幅が大きいことから了承できないと。現在の料金に消費税を加算することは了承すると。5年後に現行の地域下水の料金をもとに5%程度の料金増額をすることは了承するというようなことで、団地管理組合の意向というのが、この資料のほうに述べられておりますけれども、結果的にはこの新生町の料金よりも20m³を超え、30m³までの分までは高くなってしまったわけですよ。この点について団地住民の方々は理解されるのかなというふうに私は思つてはすけれども。そのあたりについては、この新生町の料金は消費税を加算してあるのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

そして、住民説明会はこの団地管理組合に責任を、住民は一括お任せしてあるので説明会は要らないというふうなことを言つていらっしゃるんですけども、この料金改定について説明会はしなくていいのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

以上です。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

まず保健事業に関してでございますが、国保事業のほうからの立場からまず申し上げますと、今現在、特定健診、40歳以上から75歳以下まで、それと75歳以上の後期高齢者も含めて健診を行っております。この結果を踏まえて、その結果によって、再度の精密を必要な方々については再度きちんとした検査を受けていただくことによって重度化しないような対策を今後検討していかなくやならんと思います。今現在、医療機関にすべてお願いした形をとっていますので、さらにこれを充実した形の中で今後受けられた方がその後どういう形をとられたか、こういう方については、訪問指導等も実施しなければなりません。

それと同時に、毎年受けられない方もたくさんいらっしゃいます。この方々については、今うちは旧始良町だけでございますけれども、今現在、健康づくり推進委員という方々に委嘱していますので、これを市全体に広報することによるそういう活動の、国保事業の医療費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

また市全体では、健康増進課のほうで健康づくり審議会をもって、このあたりは健康増進計画を作成しております。その中には食生活改善推進委員、母子保健推進委員、それから運動普及推進委員と、こういう方々がいらっしゃいますので、こういう方々にぜひご依頼を申し上げまして、いろんな市全体で行っているがん検診、いろんなそういう方々にそういう検診等もすべて受けていただくような推進体制を充実することによって、被保険者、市民の方々の重度化を防ぐことによって医療費の抑制になることだろうと思っておりますので、今後そういう体制を充実していきたいと考えております。

以上です。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） ご質問にお答えいたします。

まず説明会のことですが、説明会につきましては、団地管理組合の理事の方が8名いらっしゃいまして、各集落ちゅうか小集落の方々の委任を受けていらっしゃるということで説明会の必要はないということでございました。

消費税につきましては、新生町は消費税は内税で賦課されております。また始良ニュータウンにおきましては、組合としては消費税をちょっと問題がある点もあるんですが、消費税については支出をしております。よって、先ほど料金についてでございますが、新生町の料金につきましては、消費税が賦課された額でございます。そのことから、始良ニュータウンにつきましても、消費税の賦課については何ら異論はないということで、料金の改定を行ったわけでございますが、先ほど議員がおっしゃるように30m³を超えた料金については逆転現象が生じたため、新生町の料金と同額とするものがございます。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） これで里山議員の質疑を終わります。しばらく休憩します。5分程度といたします。

（午後2時22分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時28分開議)

○議長(兼田勝久君) 以上で、日程第1、議案第86号から日程第41、議案第122号までの一括質疑を終わります。

これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、さきに配付しました議案処理一覧に沿って処理いたします。

○議長(兼田勝久君) 日程第1、議案第86号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件から、日程第8、諮問2 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件までの8案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(兼田勝久君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第86号から、日程第8、諮問2までの8案件は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(兼田勝久君) 日程第1、議案第86号について、討論を行います。討論はありませんか。

○24番(堀 広子君) 議案第86号の始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件で討論を行います。

道路占用料は、電柱や看板の設置など道路使用の対価として道路を管理する国、自治体が徴収しております。今回の改定は、国が市町村の占用許可を行うときに徴収する占用料の額を改定したことから、国の占用料にあわせて改定を行うものであります。

長引く不況の中で住民の家計と中小零細企業の営業は大変厳しい状況にあります。一方、大企業は多額の内部留保を蓄えながら派遣切りや下請け切りを強行しております。このようなとき、電気事業にかかわる電柱、ガス事業にかかわるガス管などの地下埋設、電気通信事業の電柱などの道路占用料を140万円減額するものとなっております。合併により乙地の区分になり、占用料単価は地価の下落が影響するものとなっております。

その今回の改定の理由は、土地の価格が下落したことによるとされておりますが、住民の固定資産税は引き下げられるどころか多くが負担調整ということで、むしろ引き上げられている状況にあります。内訳をお聞きしましたが、相手先がガス、それから電力、電話がほとんどで、これまで条例どおり徴収されておらず、また建設省道路局長からの通達で、支柱や支線柱の占用料は徴収していないとのことですが、いずれも同じように占用物件であり、私は徴収すべきであると考えます。

また九州電力のホームページを見てみますと、内部留保が毎年積み立てられていて大変裕福な企業であります。一方、始良市におきましては、税収が伸び悩み、減少し、片や民生費の支出もふえてきております。このような状況の中で貴重な財源を担保するという観点からしても容認できないところです。まさに大企業や国の言うがままの提案と言わざるを得ません。これらの大企業は社会的責任を果たすためにも道路占用料は条例どおり徴収し、削減すべきでないことを申し述べ、反対の討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから議案第86号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。したがって、議案第86号 始良市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第2、議案第92号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第92号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。したがって、議案第92号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第3、議案第94号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第94号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。したがって、議案第94号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第4、議案第96号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第96号 字の区域を変更する件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。したがって、議案第96号 字の区域を変更する件は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第5、議案第97号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第97号 字の区域を変更する件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。したがって、議案第97号 字の区域を変更する件は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第6、議案第123号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから議案第123号 鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関する件を採決します。この採決は起立によって行います。本件に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。したがって、議案第123号 鹿児島広域市町村圏協議会の廃止に関する件は、可決されました。

○議長（兼田勝久君） 日程第7、諮問1と日程第8、諮問2 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を一括議題とします。

ここでできれば休憩します。全員協議会室にお集まりください。

(午後2時38分休憩)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時40分開議)

○議長（兼田勝久君） ただいま開催いたしました全員協議会で、諮問1、諮問2の意見がまとまりましたので、お手元に配付しました意見書のとおり、諮問1、諮問2、ともに適任者であると答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、諮問1、諮問2はお手元に配付しました意見書のとおり答申することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第9、議案第84号 始良市総合計画基本構想を定める件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号については、委員会条例第6条及び第8条の規定により配付しております総合計画基本構想審査特別委員会名簿のとおり、議長を除く27名の委員をもって構成する総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第84号については、配付しました27名の委員で構成する総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。そのまましばらくお待ちください。

(午後2時42分休憩)

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時43分開議)

○議長（兼田勝久君） ここで報告します。先ほど設置されました総合計画基本構想審査特別委員会の委員長に、玉利道満議員、副委員長に、有馬研一議員が選任されたという報告を受けましたのでお知らせします。

○議長（兼田勝久君） 日程第10、議案第85号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件から、日程第41、議案第122号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生弓道場）までの32案件につきましては、さきに配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（兼田勝久君）

日程第42、陳情第7号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

日程第43、陳情第8号 陳情書（津波防災地域づくり法「案」の施行と旧アイル・アイラについて）

日程第44、陳情第9号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情書

及び

日程第45、陳情第10号 年金生活者のくらしの向上と年金制度の改善を求める陳情

の4件を議題とします。

○議長（兼田勝久君） この4件の陳情は、さきに配付しました陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は12月21日午前10時から開きます。

(午後2時45分散会)